「無添加」表示に対する見解

平成１４年 ７月
日本食品添加物協会

１．経緯

食品添加物に関し、「無添加」または「〇〇無添加」を表示した食品があり、その実態調査を、啓発専門委員会を中心に、東京および大阪のスーパー等数店の店頭で行った。

その結果、みそ、調味料、弁当などの加工食品を中心に、「無添加」、「〇〇無添加」などを表示した食品が見られ、なかには「無添加、安心にこだわり」のような表示も見られた。

２．「無添加」表示食品に対する懸念

食品添加物を使用しない食品を望む一部消費者向けの商品として開発、販売されている経過があると考えられるが、その表示の多くは、

１）その食品の加工工程全てで食品添加物を使用していないのか、必ずしも明確でない場合が多く、消費者に不正確な情報を与えて正しい選択を損なう

２）食品添加物使用の意義、有用性あるいは安全性に対する誤解をまねくとともに、食品添加物を用いた加工食品全般に対する信頼性を低下させる

おそれがある。

表示は事実を、誤解を招かない様に記載しなければならないが、国際食品規格（Codex）においても、同様のことが求められている。

３．「無添加」表示の自粛要請

このような状況を勘案し、日本食品添加物協会としてはあらためて、協会会員と食品関連業界に対し、下記のように「無添加」表示の自粛を要請する。

食品に対する表示において、法令等で規定されている場合や使用方法、保存方法の説明文などで強調しない範囲で記述する場合を除き、

１）あらゆる食品添加物を添加していない旨（「無添加」、「不使用」表示）

２）特定の食品添加物を添加していない旨（「〇〇無添加」表示）

に係る好ましくない表示を自粛する。

好ましくない表示の例

１）事実に反する「無添加」表示

その例：

（１）食品添加物を明らかに使用しているとき

（２）加工助剤、キャリーオーバーあるいは強化剤等、法令で表示免除の添加物を使用しているとき

２）正当な根拠なく（一部ないしはすべての）食品添加物の有用性ないし安全性を否定する表示

その例：

（１）「保存料や合成着色料などの添加物は、人体や健康に悪影響があるうえに…」(弁当)

（２）「少しでも安全な食生活を考え……化学調味料、保存料、着色料を使用していません。」（納豆）

３）消費者の不安感を利用した表示

その例：

（１）「無添加即席おみそ汁です。アルコール不使用。おいしさと安心」（即席みそ汁）

（２）「毎日食べるものだからこだわりは、おいしさと安心。化学調味料・食塩が無添加の和風だしの素が誕生しました。」（だしの素）

４）一般に同種の食品に食品添加物が使用されない場合における無添加表示

その例：

（１）特級ＪＡＳ品で使用しないことになっている食品添加物を無添加と表示（トマトケチャップ）

５）無添加である旨の大活字等での強調表示

なお、本見解における用語の意味は以下の通り。

１）「無添加」とは、食品添加物が、原材料の産地から最終加工食品完成までの全工程において、一切使用されてないことをいう。即ち、加工食品において表示が免除される加工助剤、キャリーオーバー、強化剤などの食品添加物も添加されていないことをいう。

なお、「不使用」、「無添加調理」等も「無添加」と同じことである。

２）「〇〇無添加」とは、食品添加物〇〇が、原材料の産地から最終加工食品完成までの全工程において、使用されてないことをいう。

なお、「〇〇不使用」、「〇〇無添加調理」等も「〇〇無添加」と同じことである。

３）「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、営業者が自己の供給する商品又は役務の取引条件その他これらの取引に関する事項について行う説明・広告その他の表示であって、

（１）商品、容器又は包装による説明・広告その他の表示及びこれらに添付した物

（２）見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物及び口頭

（３）ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、その他これらに類似する物及び陳列物又は実演

（４）新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光

（５）情報処理の用に供する機器

による広告その他の表示をいう。

以上